

第八号

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県営土地改良事業分担金等徴収条例

第一条中「分担金」の下に「並びに法第九十一条の二第二項及び第六項の規定による特別徴収金」を加える。

第二条第一項中「、県営土地改良事業」の下に「（法第八十七条の三第二項の規定により行う県営土地改良事業を除く。第八条第一項において同じ。）」を加え、「（第七条の二に規定するものを除く。）」を削る。

第五条中「一通」を「督促状一通」に、「三十円」を「郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額に相当する額」に改める。

第八条を第十条とする。

第七条の三中「前条第一項の規定により徴収する分担金」を「特別徴収金」に、「第四条から第六条まで」を「第四条本文、第五条及び第六条」に改め、同条を第九条とする。

第七条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「割りふつて」を「割り振つて」に、「定子の公告の」を「定子について法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた」に、「日」を「日。次項において「工事定子公告日」という。」に、「年度」を「年度。次項において同じ。）の初日」に、「を納付せしめる旨の条件を付した分担金」を「の特別徴収金」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「転用」を「第一項に規定する転用又は目的外用途供用行為等」に、「こえない」を「超えない」に、「第一項の分担金」を「特別徴収金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の分担金」を「前二項の規定に

より徴収する特別徴収金（以下単に「特別徴収金」という。）に、「当該県営土地改良事業に係る第二十条第一項の規定による徴収に係る決定通知を行なう際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金」を「特別徴収金の額その他当該特別徴収金」に、「これを」を「これを特別徴収金の徴収を受ける者に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第八条とする。

2 県は、国から補助金の交付を受けて行う県営土地改良事業（法第八十七条の三第一項の規定により行う県営土地改良事業に限る。）であつて別に知事が指定するものの施行については、法第九十一条の二第六項各号に掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該県営土地改良事業の計画を定めた旨を公告した日から当該県営土地改良事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過しない間に当該各号に定める場合に該当することとなる場合には、その者から、当該県営土地改良事業について要する費用の額を当該各号に定める場合に該当することとなる行為（以下「目的外用途供用行為等」という。）に係る土地の面積に割り振つて得られる額から法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金を当該目的外用途供用行為等に係る土地の面積に割り振つて得られる額を差し引いて得た額（目的外用途供用行為等により遊休化する施設を当該施設の目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該目的外用途供用行為等に係る土地に係るものを差し引いた額）の範囲内で、特別徴収金を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部が改正され、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農用地を対象とした県が行う申請によらない土地改良事業が新設されたことに伴い、当該土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が目的外用途に供された場合等に県が徴収する特別徴収金に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。